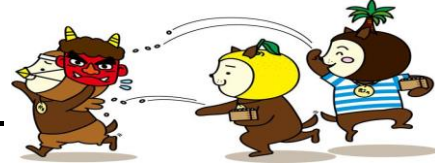


つい先日、新しい1年を迎えたと思っていたらいつの間にか立春を迎え気温も上昇してきました。春が待ち遠しいところです。事務局がある宮崎県総合運動公園には、プロ野球やサッカーのキャンプをお目当てに多くの観戦者が訪れました。まさにスポーツランド宮崎が1年間で一番賑わう時期です。プロのスポーツだけではなく、生涯スポーツの拠点として本県が賑わっていくことも期待したいものです。

## 第2回県連絡協議会研修部会報告



2月1日（木）に行われた研修会の講話内容を抜粋して報告いたします。

講師：「高津スポーツクラブSELF」菊地 正理事長

〔演題〕

「これからの中学校部活動改革と地域スポーツ環境の整備」

〔内容〕

高津区…渋谷まで電車で15分のところに位置し、区内には中学校が5校、小学校が15校ある。

川崎市…令和5年の予備登録では50クラブほどあったが、令和6年の本登録では12クラブが登録を取りやめた。会費を納めて登録したが、いいことが何もない。登録してない時と何も変わらないという意見が多数である。

〔SELF設立〕

- ・2006年 川崎市立高津中学校内（学校内にクラブハウスがある）に設立した。
- ・川崎市の12の登録クラブは全て学校内にクラブハウスがある。
- ・52教室32種目があり、会員になると全ての教室に参加できる。毎週土曜日にハートクラブ（障がい者参加教室）を開催している。
- ・指導者の確保が大変だが、地域の方が指導者としてできる教室から始めた。
- ・高津市の指定管理・スポーツセンター指定管理業務、学校施設地域管理業務高津区の指定管理、富士通ゼネラル健康保険組合体育館管理業務を受けている。
- ・学校施設地域管理業務については3校、学校用務員（男女1名ずつ）の派遣を行っている。午前8時から午後9時30分までの業務で、地域の方や児童生徒との関わりができてとても良い繋がりが出来ている。
- ・5年に1回指定管理の入札がある。
- ・事務局としては事務所、トレーニングジム等4つの部屋がある。
- ・人口が多い、少ないにかかわらずクラブができるところから取り組んでいく事が大事である。
- ・キャリア教育活動として農家をお願いをしてクラブの子どもたちと田植えから稲刈りを体験。農家の人手不足にも貢献している。
- ・毎週水曜日に寺子屋事業を地域の3小学校で実施している。シニア世代をはじめとする地域の人材の知識と経験を活かして多世代で学ぶ生涯学習の拠点をつくっている。

〔運動部活動の地域移行の取組〕

- ・令和5年度より川崎市立東高津中学校地域部活動推進事業支援業務を受託。
- ・5部活動の休日部活動を実施している。
- ・地域で活躍、活動している人、教員を目指している大学生、企業スポーツ選手、SELF指導者に指導を頼んでいる。
- ・生徒や保護者の9割が休日部活動に地域指導者を派遣して指導する取組について賛成している。

【問い合わせ先】



公益財団法人宮崎県スポーツ協会

Miyazaki Prefectural Sports Association

E-mail:miyazakiken-sc2@japan-sports.or.jp（担当：和田）

TEL:0985-58-5633 FAX:0985-58-5630

- ・現段階では、休日も鍵の管理や指導等を段階的に進める必要があるとして、学校の先生も出てきている。
- ・地域の3つの中学校で合同講習会を実施していて、大会で優勝するなどの成果も出てきている。
- ・これからの学校部活動に何が必要か。
- ・スポーツをしたい人はもちろんスポーツをしたくない人も参加できる何かを考えていかないといけない。



今回、全国の総合型地域スポーツクラブを代表する「SELF高津スポーツクラブ」の菊地理事長をお迎えした講演会では、総合型クラブと市町村行政、教育機関が連携することの大切さを学ぶことができました。県内では、クラブと市町村行政の連携が進まない現状もあります。本会事務局及び広域スポーツセンターでは、両者の連携を深めていくための仕組みづくりを検討しているところです。ご要望がありましたら、いつでも事務局までご連絡ください。

## インボイス制度とは

12月に開催された九州ブロックネットワークアクションの中でJSPDの情報提供が行われ、インボイス制度のことが話題になりました。クラブがインボイス制度に登録するかどうかはクラブの規模で変わりますが、今後のために現時点での情報をお伝えします。

参考資料：国税庁HP・JSPD総合型地域スポーツクラブ公式メールマガジンより

### 【インボイス制度】

- インボイス制度とは、複数税率に対応した仕入税額控除の方式です。買手（会員等）が消費税の納税額の計算方法である「仕入税額控除」を適用するためには、インボイスの入手と保存が必要になります。
- 令和5年10月から消費税法が改正されて導入され、取引の正確な消費税額と消費税率を把握することを目的としています。
- 売手（クラブ）がインボイスを交付するためには、事前にインボイス発行事業者の登録を受ける必要があります。
  - ※ インボイスとは、買手（会員や参加者）に対し、税率と税額を正確に伝えるために、従来の区分記載請求書に必要事項を追記した請求書（＝登録番号などが記載された適格請求書等）のこと。
- 売手（クラブ）がインボイス発行事業者の登録を受けると、課税事業者として消費税の申告が必要となります。
  - ※ 消費税の課税事業者とは「消費税の納税義務を負った事業者」のことです。消費者は消費税を国や地方自治体に直接納付するわけではなく、商品代金（会費等）に上乗せする形で商品やサービスを購入した事業者（クラブ）に支払います。その後、消費税を受け取った事業者（クラブ）が、自らの仕入れ等がかかった消費税額を差し引いてから納税します。
  - このように、消費者に代わって消費税を納めている事業者のことを「課税事業者（かぜいじぎょうしゃ）」と呼びます。一方で、「免税事業者（めんぜいじぎょうしゃ）」は「消費税の納付を免除されている事業者」のことを指します。納税義務があるのは一定の要件を満たした場合のみなので、事業を営んでいても消費税を納付しなくてよい事業者もいます。
  - ※ 課税事業者かどうかを確認するうえで最も大きなポイントとなるのが、前々年（法人の場合は前々事業年度）の課税売上高が1,000万円を超えているかどうかです。課税売上高が1,000万円を超えると、翌々年（あるいは翌々事業年度）には自動的に課税事業者になります。

### 【ポイント】

クラブが各教室の会員や参加者からインボイスを求められるか否かを確認する必要があります。ほとんどのクラブの会員は個人であり、その個人が消費税を納入する課税事業者であることはほとんどないでしょう。つまり、インボイスを求められなければ登録は必要ありません。

### 【インボイスと指定管理】

- 施設利用料を公金受託者としてクラブが地方自治体の代理で受け取っている場合は、クラブがインボイス登録申請をする必要はありません。
- 施設利用料をクラブの収入に計上している場合は、相手の求めに応じてインボイスの交付義務があります。
- 業務委託として支払われる指定管理料について、地方自治体が消費税申告をしなければ、クラブはインボイスの交付義務はありません。
- 施設の利用料金が年間でも小額な場合に、利用料金をクラブの収入として計上することからインボイスに登録申請して課税事業者になった場合には、申告義務や消費税納入などで業務量が増加する心配があります。

### 【講師謝金】

- 講師が課税事業者である場合は少ないことから、クラブは講師謝金に含まれている消費税額を控除できずに、その消費税分を負担することになるので注意が必要です。

詳細はこちらまで

⇒<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/pdf/0023002-076.pdf>